

「公社債店頭売買高」の集計対象となる公社債（取引）の範囲

1. 集計対象となる取引

会員（証券会社）及び特別会員（登録金融機関業務に係る取扱いのみ）の本店、支店、その他の営業所において、毎月第1営業日から最終営業日までの間に取り扱った既発債（国債の発行日前取引及び上場銘柄を含み、外貨建債券を除く。）の公社債店頭売買高（現先売買高について区分して集計）。

2. 集計対象となる公社債

本邦内において発行された円貨建債券（本邦外において発行された円貨建債券及び外貨建債券は除く。）。

なお、特別会員にあっては、上記債券のうち、金融商品取引法第33条第2項各号に掲げる有価証券に限る。

<集計対象に含まれるもの>

- ・ 国債の発行日前取引
- ・ 円貨建外債（外国政府、外国政府関連機関、外国法人等が日本国内で発行した本邦通貨建債券）の取引
- ・ 国債バスケット取引（ただし、国債バスケット取引以外は額面金額で計上するのに対し、国債バスケット取引については約定金額により計上）
- ・ 短期社債等の取引
- ・ 2024年2月から発行のクライメート・トランジション利付国庫債券（いわゆる「GX国債」という。）の取引については、「超長期国債（＝20年利付国債）」、「長期国債（＝10年利付国債）」、「中期国債（＝5年利付国債及び2年利付国債）」、「割引国債（＝分離元本振替国債及び分離利息振替国債）」のいずれかに含めて計上

<集計対象から除くもの>

- ・ 個人向け国債の取引
- ・ 社債的受益権の取引
- ・ 外貨建外債の取引
  - イ. 国内発行されたもの（東京ショージ債）
  - ロ. 海外で発行されたもの（ユーロ円債、欧州ドル建債、カナドル債、ゼロクーポン債、スリッパ債等）
- ・ デュアル・カレンシー債、逆デュアル・カレンシー債の取引

対象となる公社債の範囲等の詳細は、下表のとおり。

種 別	対象となる公社債の範囲	備 考
国債	日本国債のみが対象 (注)2024年2月から発行のクライメート・トランジション利付国庫債券（いわゆる「GX国債」という。）の取引については、「超長期（＝20年利付国債）」、「長期（＝10年利付国債）」、「中期（＝5年利付国債及び2年利付国債）」、「割引（＝分離元本振替国債及び分離利息振替国債）」のいずれかに含めて計上する。	発行日前取引を含み、個人向け国債を除く。
超長期	20年利付国債、30年利付国債、40年利付国債、15年変動利付国債	
長期	6年利付国債、10年利付国債 10年物価連動国債	
中期	2年利付国債、4年利付国債、5年利付国債	
割引	3年割引国債、5年割引国債、分離元本振替国債、分離利息振替国債	分離時に残存期間が1年未満の分離利息振替国債等についても、本欄に計上
国庫短期証券等	国庫短期証券（TDB / T-Bill）	

種 別		対象となる公社債の範囲	備 考
公募地方債		公募地方債（ミニ公募地方債を含む。） 日本の地方公共団体が発行するものに限る。	非公募地方債は「非 公募・地方債」に計上
政府保証債		日本国内の公庫、公団等の政府関係機関が個々の 設立根拠法に基づき発行する債券（金融商品取引 法第2条第1項第3号）のうち、元本及び利金の 支払いを政府が保証しているものに限る。	非公募政府保証債 は、「非公募・その他」 に計上
財投機関債等		日本国内の公庫、公団等の政府関係機関及び地 方公共団体の設立する公社等が個々の設立根 拠法に基づき発行する債券（金融商品取引法第 2条第1項第3号）のうち、政府保証（地方公 共団体の保証は含まない。）が付与されていな い債券をいう。（交通債・放送債・公募電電債 を除く。）	非公募財投機関債等 は「非公募・その他」 に計上
金融債		利付金融債（農林中央金庫、商工組合中央金庫 及び信金中央金庫が発行する債券（商工組合中 央金庫が発行する財投機関債を含む。））	
円貨建外債		外国政府、外国政府関連機関、外国法人等が、 本邦において発行した本邦通貨建ての債券。	非公募債は「非公 募・その他」に計上 短期外債（社債、株 式等の振替に関する 命令第10条の11第2 項に規定するものに 限る。）は、種別「短 期社債等」の「非居 住者発行分」に計上
社債	電力債	東京電力グループ5社（旧東京電力が発行した 公募債券を含む。）、関西電力、中国電力、中部 電力、北陸電力、東北電力、四国電力、九州電 力、北海道電力、沖縄電力が発行する公募債券 （旧一般電気事業者が会社体制を変更（又は 「分社化」）し、発行した公募債券を含む。）	非公募債は「非公 募・その他」に計上
	一般債	上記以外の日本国内の株式会社が発行する公 募社債（銀行社債、他社株転換可能債、交換社 債、新株予約権付社債の分離後の社債、分離型 新株予約権付社債の社債部分、電源開発債、公 募電電債及び投資法人債券を含む。） 東京地下鉄株式会社が発行する債券（帝都高速 度交通営団が発行した債券を含む。）、日本放送 協会が発行する債券	非公募債は「非公 募・その他」に計上 短期社債（社債等振 替法第66条第1号） は、種別「短期社債 等」に計上
特定社債		金融商品取引法第2条第1項第4号に規定す る特定社債券（資産流動化法に規定されるも の）のうち公募で発行されたもの	非公募債は「非公 募・その他」に計上 短期特定社債（資産 流動化法第2条第8 項）は、種別「短期 社債等」に計上
新株予約権付社債		転換社債型新株予約権付社債（CB）、新株予約 権付社債（WB）	非公募債は「非公 募・その他」に計上

種 別		対象となる公社債の範囲	備 考
非公募債	地方債	非公募地方債	
	その他	上記種別の公社債のうち、非公募で発行されたもの（国債を除く。）	
短期社債等	居住者発行分	社債、株式等の振替に関する法律に規定する短期社債及びそれぞれ個別の法律にて規定される短期社債に類するもの。	
	非居住者発行分	上記種別の短期社債等のうち、非居住者が発行したもの。	

（注）いずれの種別についても、店頭取引のみが集計対象となっている（金融商品取引所市場内取引は集計対象外）。

各投資家の集計対象範囲については、「投資家区分表」を御覧ください。

以 上